

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

大崎市及び大崎市教育委員会は、本市の児童生徒の尊厳を保持するため、市・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、以下の基本方針を定めるものである。

1 基本的な考え方

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめをなくすことを目指して行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにしなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(2) いじめの定義

いじめ防止対策推進法（以下「法」という）において、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うことが必要である。

好意から行った行為が相手を傷つけてしまったが、すぐに謝罪し、教師の指示によらずして良好な関係に戻った場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる

- ・金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で，誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には，犯罪行為として取り扱われるべきと認められ，早期に警察に相談することが重要なものや，児童生徒の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるような，直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては，教育的な配慮や被害者の意向に配慮したうえで，早期に警察と連携した対応が求められる。

(3) いじめの理解

いじめは，どの子どもにも，どの学校でも，起こりうるものである。とりわけ，嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は，多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また，「暴力を伴わないいじめ」であっても，何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで，「暴力を伴ういじめ」とともに，生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

いじめの加害・被害という二者関係だけでなく，以下の点にも留意する。

- ・学級や部活動等の所属集団の構造上の問題
- ・はやし立てたり面白がったりする存在や，周辺で暗黙の了解を与えている存在の有無
- ・集団全体にいじめを許容しない雰囲気

(4) いじめの防止等に関する基本的考え方

①いじめの防止

いじめは，どの子どもにも，どの学校でも起こりうることを踏まえ，より根本的ないじめの問題克服のためには，全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり，関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため，学校の教育活動全体を通じ，以下の取り組み等を重視する。

- ・全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解の徹底
- ・児童生徒の豊かな情操や道徳心，自分の存在と他人の存在を等しく認め，お互いの人格を尊重し合える態度の育成
- ・いじめの背景にあるストレス等の改善を図り，適切に対処できる能力の育成
- ・児童生徒が安心でき，自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくり
- ・いじめの問題について地域，家庭と一体となった取組の推進

②いじめの早期発見

いじめの早期発見は，いじめへの迅速な対処の前提であり，全ての大人が連携し，児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため，ささいな兆候であっても，いじめではないかとの疑いを持って，早い段階からの的確に関わりを持ち，いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため，学校や教育委員会は，定期的なアンケート調査（年3

回、5・10・1月)や教育相談の実施、各相談機関の周知及び連絡会議等の情報提供を行うなど、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者が連携して児童生徒を見守ることが必要である。

③いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は日頃から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、個人及び組織としての(共通)理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な迅速かつ適切な対応を可能とするような体制整備が必要である。

④家庭との連携について

保護者は、その保護する児童生徒の生活の様子に変化や不安を具体的に理解することが期待される。また、学校では、家庭との緊密な連携の下に、必要な関係機関等にも相談しながら、一体となって問題の解消に努めることが必要である。併せて、普段から保護者会等において、学校におけるいじめの実態や学校いじめ基本方針について、情報交換し、互いに共有できるよう、連絡を密にしていくことが重要である。

⑤地域との連携について

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域との連携が必要である。PTA等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、学校評議員等を活用したりするなど、いじめの問題について地域と連携した対策を推進することが必要である。学校と地域が組織的に連携・協働する体制を構築することも重要である。

⑥関係機関との連携について

いじめの問題への対応においては、学校や教育委員会においていじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関(警察、児童相談所、医療機関、法務局など)との適切な連携が必要であり、学校や教育委員会と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

例えば、教育相談の実施に当たり必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、県の機関や法務局など、学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりするなど、教育委員会が各関係機関と積極的に連携を図る。

2 大崎市が実施する施策

(1) 大崎市いじめ防止基本方針の見直し

市及び教育委員会は、大崎市いじめ防止基本方針（以下「市基本方針」という。）に基づくいじめ防止等のための対策が総合的かつ効果的に進められているかについては、定期的に検証を行い、必要に応じて市基本方針及び施策の見直しを図っていく。

(2) いじめ問題対策連絡協議会の設置

市は、法第14条第1項に基づき、関係団体との連携を図るため、「大崎市いじめ問題対策連絡協議会（以下「市連絡協議会」という。）」を設置することとし、その構成員は、副市長、学校（小中校長会代表）、教育委員会、PTA、児童相談所、法務局、警察、その他専門的な知識及び経験を有する第三者等とする。

(3) 教育委員会の附属機関の設置

教育委員会は、市基本方針に基づくいじめ防止等の対策を実効的に行うため、専門的な知識及び経験を有する学校及び関係機関の参加を図り、「いじめ防止対策委員会」を設置する。その構成員は、学校（小中校長会代表）、児童相談所、青少年センター、警察等とする。なお、重大事態の際は、臨時の委員として、この他に弁護士、医師、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有する者を任命することができる。

「いじめ防止対策委員会」の機能については、以下のとおりである。

- ・いじめ防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するための審議機関
- ・学校におけるいじめに関する通報や相談を受け、当事者間の関係を調整するなどして問題の解決を図る第三者機関
- ・学校におけるいじめ事案の報告を受け、教育委員会が自ら調査を行う必要がある場合の調査機関
- ・重大事態に係る調査を教育委員会が行う場合の調査機関

(4) 市及び教育委員会が実施すべき施策

市及び教育委員会は、連携しながら次の施策を行う

① 財政上及び人的体制整備に関する措置

いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の人的体制の整備等の必要な措置を講ずるよう努める。

② 通報及び相談体制の整備

- ・「大崎市青少年センター」や「子どもと親の相談事業」等、多様な相談窓口を確保する。
- ・「24時間いじめ相談ダイヤル事業」や宮城県総合教育センター等の窓口があることを児童生徒、保護者、市内地域関係者に周知徹底する。

なお、周知の際には、相談の結果、いじめの解決につながった具体的な事

例（プロセス）を示すなど、児童生徒に自ら周囲に援助を求めることの重要性を理解させるとともに児童生徒から活用されるよう、各機関等の取組を積極的に周知する。

③学校等、家庭、関係機関の連携強化と支援

市内に在籍する児童生徒及びその保護者並びに教職員がいじめに係る相談を行うことができるようにスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置、弁護士等の専門家の派遣、人権擁護機関等の関係機関との連携等の体制整備を図る

・学校と関係機関との連携

児童生徒理解を深めるために、健康推進課、子育て支援課、生涯学習課、区長、民生委員、児童委員等からの情報を学校へ提供する。

・家庭及び関係機関との連携

学校たより等の発行と配布地域の拡大、ホームページ等による学校経営方針や学校の課題等の教育情報を、学校が各家庭・地域に提供できる体制を整備する。

児童生徒の規範意識の醸成や人権問題についての啓発活動、及び、医療機関や法務局などの専門機関を含む学校以外の相談窓口を周知する。

なお、保護者の責務として以下の点があることを伝えていく。

ア) どの児童生徒も、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかける。

イ) いじめを発見し、又は、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関等に相談または通報する。

また、地域には以下の点を働きかけていく。

ア) 児童生徒の成長、生活に関心をもち、いじめの兆候等が感じられるときは、関係する保護者、学校、関係機関等に積極的に情報を提供するとともに、連携していじめの防止に努める。

イ) 地域行事等で児童生徒が主体性をもって参加できるよう配慮する。

・警察との連携

警察と連携し、インターネットを通じて行われるいじめ防止のための啓発活動及びインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかの監視体制を強化する。

④適切にいじめ防止等の対策を行うための方策

・いじめを早期に発見するために、市内全小中学校を対象とした定期的な調査を実施し、「市連絡協議会」を開催し、必要な措置を検討する。

・学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

ア) いじめの実態把握の取組状況等、学校の取組状況の点検と助言を行う。

イ) 教師向けの指導用資料やチェックリストの作成・配布などを通じ、学校に

おけるいじめの防止等の取組の充実を促進する。

- ・ 道徳教育及び体験活動等を充実させる施策を行う。
- ・ いじめ防止に資する活動で、児童会活動や生徒会活動など自主的に行うもの（大崎市子どもサミット、生徒会サミット等）を支援する。
- ・ 教職員の資質能力（学級経営における集団づくりや授業の重要性の認識等）を向上させる教職員研修及びいじめの防止等のための対策に関する研修を充実させる。
- ・ いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について広報その他の啓発活動を行う。
- ・ 幼児期の教育において、発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持って行動できるようにする。就学前のガイダンス等の機会も生かし、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を企画・提案する。

⑤いじめに対する措置

- ・ 教育委員会は、法第23条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。なお、支援とは、具体的には、指導主事等の職員、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士等の専門家の派遣、警察等関係機関との連携等が考えられる。
- ・ 教育委員会は、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずることができるよう支援する。

重大事態への対処

- ・ 教育委員会は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生防止のため、必要と認めるときは、いじめ防止対策委員会により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・ 教育委員会は、調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る事実関係等の情報を適切に提供する。
- ・ 学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、調査及び情報の提供について必要な指導及び支援を行う。

⑥学校評価と教員評価及び学校運営改善への支援

- ・ 学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価される

ことを教職員に周知徹底するとともに、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むようにしなければならない。大崎市教育委員会は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート調査、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるよう、各学校に対して必要な指導・助言を行う。

- ・大崎市教育委員会は、教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際に問題を隠さず、迅速かつ適切に対応すること、組織的な取組等を評価するよう、実施要領の策定や評価記録書の作成、各学校における教員評価への必要な指導・助言を行う。
- ・教職員が子供と向き合い、保護者、地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、いじめに適切に対応できる学校指導体制の整備を推進するとともに、事務機能の強化など学校マネジメントを担う体制の整備を図る。
- ・保護者や地域住民が学校運営に参画する学校評議員や学校関係者評価委員会等の活用により、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

3 学校が実施すべき施策

学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、教育委員会と連携の上、学校の実情に応じた対策を推進することが必要である。

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。その際、国・県及び市の基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定めることが必要である。

学校いじめ防止基本方針を定める意義としては、次のようなものがある。

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となること。
- ・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ・加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながる。

学校いじめ基本方針は、例えば、いじめの防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修など、いじめの防止等全体に係る内容であることが必要である。また、年間を通じた取組計画を定めるが、その具体的な内容として次のような例が挙げられる。

- ・いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、年間の教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、取組の方針を定め、その具体的な指導内容のプログラム化を図ること（「学校いじめ防止プログラム」の策定等）が必要である。
- ・アンケート調査、いじめの通報、情報共有、適切な対処等のあり方についてのマニュアルを定め（「早期発見・事案対処のマニュアル」の策定等）、それを徹底するため、「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」等具体的な取組を盛り込む必要がある。
- ・学校いじめ対策組織の取組による未然防止、早期発見及び事案対処の行動計画となるよう、事案対処に関する教職員の資質能力向上を図る校内研修の取組や、年間を通じた当該組織の活動を具体的に記載するものとする。
- ・さらに、いじめの加害児童生徒に対する成長支援の観点から、加害児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めることも望ましい。

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けることが重要である。

- ・学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート調査、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、それらの評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図らなければならない。

学校いじめ基本方針を策定するに当たっては、以下の点に留意する。

- ・方針を検討する段階から保護者等地域の方にも参画いただき、地域を巻き込んだ学校いじめ基本方針になるようにする。
- ・学校いじめ基本方針の策定に際し、児童生徒の意見を取り入れ、主体的な参加を確保する。
- ・策定した学校いじめ基本方針については、学校のホームページなどで公開する。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

各学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、各学校に既存の「いじめ問題対策委員会」等を活用し、必要に応じて、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者やその他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置く。いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず、学校全体で情報を共有するなど、学校が組織的に対応していく。

当該組織の構成員としては、管理職や主幹教諭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任や部活動指導に関わる教職員、学校医等から、組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する。さらに、可能な限り、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家に参画させ、実効性のある人選とする必要がある。これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加する。

学校はいじめ対策の企画立案、事案対処等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようにするなど、未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるように、柔軟な組織とする。

また、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム等）の作成や実施に当たっては、保護者や児童生徒の代表、地域住民などの参加を図る。

当該組織は、具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。

【未然防止】

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・事案対処】

- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催し、情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ・いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内

研修を企画し、計画的に実施する役割

- ・学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む。）

（３）学校におけるいじめの防止等に関する指導

学校は、教育委員会と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の指導に当たる。

①いじめの防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、いじめの未然防止のため全ての児童生徒を対象に、「大崎市の教育方針および重点施策」に基づき、いじめゼロを目指して以下の点に留意して指導に取り組む。

- ・児童生徒の「居場所づくり」や「絆づくり」を構築する。
- ・児童生徒の心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ・児童生徒に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。
- ・日々の教育活動において、児童生徒に自己存在感を与えること、共感的な人間関係を育成すること、自己決定の可能性の場を与え自己の可能性の開発を援助するなどの生徒指導の三機能を生かして、集団の一員としての自覚や自信を育て、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- ・教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

②いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から適切に関わり、いじめの有無を明確にし、隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。

早期発見のために具体的に考えることとして

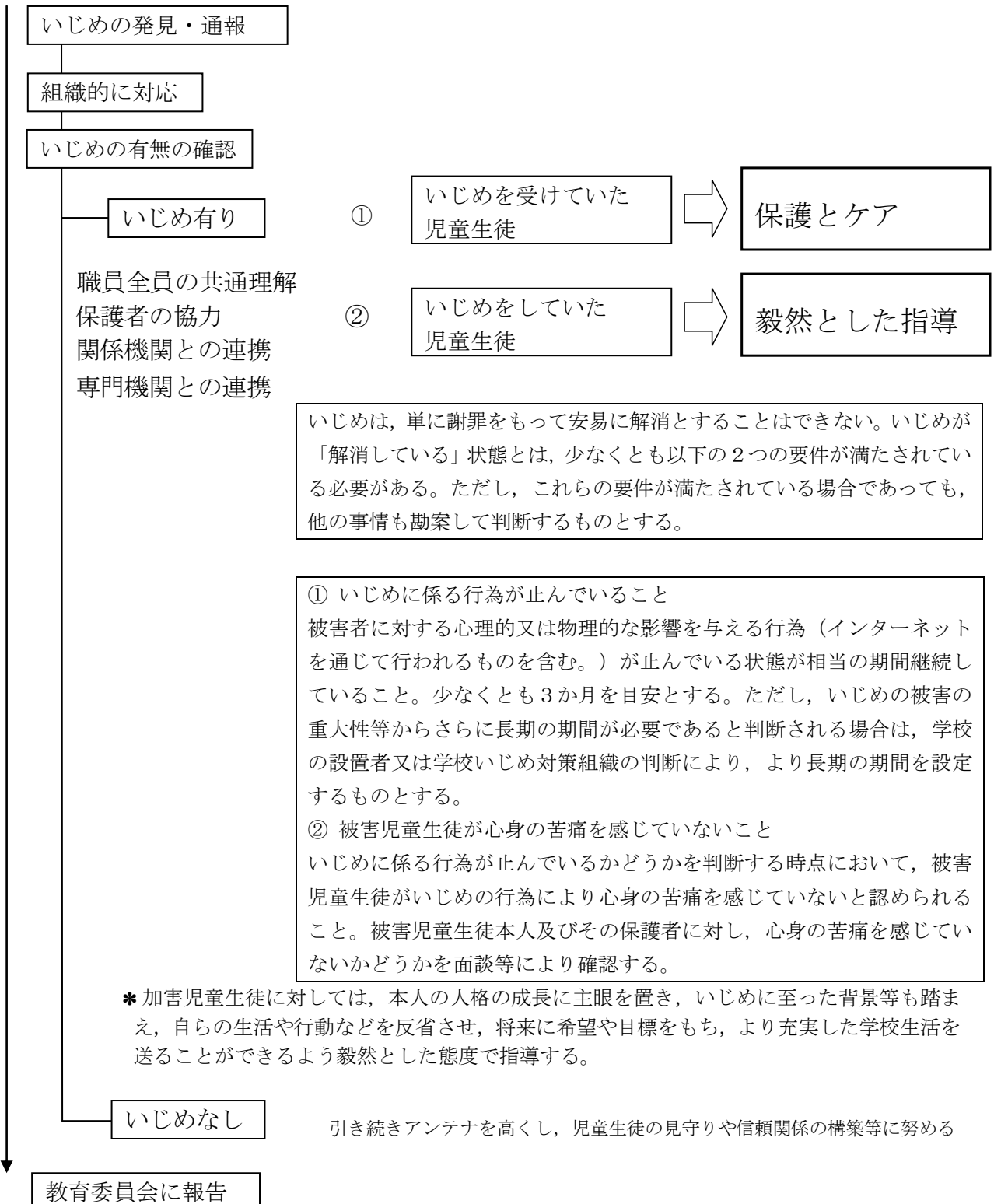
- ・教育委員会の定期的なアンケート調査、学校独自の調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに迅速に対応することを徹底する。
- ・大崎市青少年センター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、子どもと親の相談員等との連携を図っていく。

- ・保護者と連携を図り，学校参観，PTA行事などをとおして積極的な情報交換を行う。
- ・家庭で気になった様子はないかを把握するよう，積極的に保護者からの相談を受け入れる体制や，地域の方から通学時の様子を寄せてもらえる体制を整備する。

③いじめに対する措置

法第23条第1項より学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、同項の規定に違反し得る。また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

なお、いじめの発見・通報を受けた場合は、次の流れによって対処し、その状況を教育委員会に報告する。



④情報モラル教育の充実とインターネット上のいじめへの対応

インターネット上のいじめは、パスワード付きのサイト、SNS（ソーシャル・ネットワークキング・サービス）や携帯電話等のメールを利用して行われることが多く、大人の目に触れにくく発見しにくいことから以下の点に留意する。

- ・児童生徒が、情報手段を効果的に活用することができる判断力や心構えを身に付けさせる情報モラル教育を充実させる。
- ・保護者や関係機関との連携を図りながら、情報モラル教育を各教科や領域の年間指導計画へ位置付け、授業実践、各種研修会等を進めていく。

なお、ネット上の不適切な書き込みについては、被害の拡大を防ぐために、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合には、保護者の協力を得、当該児童生徒の指導に当たる。必要に応じて警察及び法務局の協力を求めることも考える。

また、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときには、直ちに教育委員会に連絡し指示を得る。（必要に応じ、所轄の警察に相談、通報し、外部の専門機関に援助を求めるなどの対応を考える。）

4 重大事態への対処

(1) 教育委員会又は学校による調査

① 重大事態の発生と調査

(いじめ防止対策推進法)

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

a) 重大事態の意味

重大となる案件については、法第28条1項に記載されており、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあること、また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目し、例えば、

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

b) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、教育委員会を通じて市長へ報告する。

c) 調査の趣旨及び調査主体

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。教育委

員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断し 学校に指示をする。

なお、調査の主体は、学校が主体となって行う場合と、教育委員会が主体となって行う場合があるが、詳細については別に定める対応マニュアル（以下「対応マニュアル」）によるものとする。

d)調査を行うための組織

教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。

教育委員会が調査の主体となる場合は、法第14条第3項の教育委員会に設置される附属機関により調査を行う。

また、学校が調査の主体となる場合、調査の迅速化を図るため、各学校の既存の「いじめ問題対策委員会」等を母体として、当該重大事態の性質に応じて専門家を加え、適切な調査を実施する。

e)事実関係を明確にするための調査の実施

この調査は、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るために行う。また、この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではないが、必要に応じて訴訟に備える面も併せもつ。

調査は、「いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合」と「いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合」が考えられる。それぞれの対応については、対応マニュアルによるが、調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、教育委員会がより積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携したりして、対応に当たることとする。

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針（改定版）」（平成26年7月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とし、詳細は対応マニュアルによるものとする。

f)その他留意事項

法第23条第2項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、それのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確に

するための調査」として、第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行う。ただし、法第23条第2項による措置にて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。

また、重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要がある。

また、情報発信・報道対応については、教育委員会が、プライバシーに配慮した上で、一貫した情報提供を行う。この際、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。

なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性のあることを踏まえ、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考とする。

②調査結果の提供及び報告

a)いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任 (いじめ防止対策推進法)

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告を行う。これらの情報の提供に当たっては、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならず、教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることを、調査に先立ち調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることを留意する。

また、学校が調査を行う場合においては、当該教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

b)調査結果の報告

上記 a) の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒またはその保護者が

希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

(2) 調査結果の報告を受けた大崎市長による再調査及び措置

①再調査

(いじめ防止対策推進法)

(公立の学校に係る対処)

第30条第2項 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

上記b)の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。

再調査を行うに当たっては、専門的な知識又は経験を有する第三者等による附属機関を設けて調査を進める。再調査についても、教育委員会又は学校等による調査同様、再調査の主体である市長は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

②再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

また、学校について再調査を行ったとき、市長はその結果を議会に報告するが、その際は報告の内容について、個々の事案に応じ、個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保するなど、適切な措置を講ずる。